富山短期大学学生会選挙規約

第1章総則

(目的)

第1条 学生会活動を円滑にし、正しい選挙と完全な引継を行なう事を目的とする。

(適用)

第2条 本選挙規約は、学生会会長選挙において適用される。

(選挙の管理・監督)

第3条 選挙における事務は、選挙管理委員会がこれを管理する。

(選挙管理委員会)

- 第4条 選挙管理委員会は、各クラスより選出された1名ずつの選挙管理委員によって構成される。
- 2 選挙管理委員は、次の仕事を行なう。

選挙管理委員長の互選(総務委員長兼務)

信任投票の管理

選挙日の決定

選挙公示

選挙細則の公示

立候補届出、推薦者名簿の受付け

立候補者の公示

投票、開票、立会人の承認

選挙人名簿及び投票、開票録の作成

選挙運動に関する規定

開票、投票の管理、不在者投票の設定

開票及び投票結果、当選者公示

その他、選挙管理に必要なこと

3 選挙管理委員は、選挙権、被選挙権を有せず、任期は4月1日より翌年3月31日までとする。

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権者)

第5条 学生会会長選挙の選挙権者は現一年生のみとする。

(辞任、補選)

- 第6条 選挙管理委員の辞任は、その委員の属するクラスの会員の過半数の同意を必要とし、辞任した場合、そのクラスは一週間以内に補選しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、委員長もしくは副委員長の任務遂行不可能と認めた場合、また、委員長、副委員 長の辞任を委員の過半数が認めた場合、1週間以内に補選しなければならない。

第3章 選挙期日公示及び立候補受付

(選挙期日)

第7条 選挙は毎年12月に行なわなければならない。

(立候補受付)

第8条 立候補受付は、公示と同時に開始する。

(候補者)

- 第9条 新会長立候補者が2名以上となった場合規約に基づき選挙を行う。
- 2 立候補者が1名だった場合その者を新会長とする。その際の信任投票は行なわない。
- 3 立候補者が出なかった場合、予め各クラスに於いて選出されている次年度の学生会執行部予定者から 学生会長を互選する。この際も信任投票は行なわない。

(立候補)

第10条 立候補者は、所定の文書による立候補届を選挙公示のあった日より3日以内に選挙管理委員会に 提出し、選挙管理委員会の承認を得なければならない。

第5章 選 挙 運 動

(期間)

第11条 運動期間は、第10条の規定により、届け出の合った日から、投票日前日までとする。

(運動禁止者

第12条 選挙管理委員は、運動に参加してはならない。

(ポスター)

- 第13条 ポスターは立候補者1人につき10枚を、学生部及び選挙管理委員会の許可を得て貼ることができる。
- 2 選挙公報には立候補にあたって抱負・プロフィール(顔写真付き)及び推薦者の言葉を添えることが望ましい。

(公報)

第14条 選挙管理委員会は、立候補者の組、氏名を記載した選挙公報を発行しなければならない。

第6章 投票

(立会人)

第15条 投票には立会人を置き、投票立会人は一投票所に1 名以上とし選挙管理委員がこれを兼ねる。 (投票所及び時間)

第16条 選挙管理委員は、投票所、及び投票時間を決定し、投票日より3日以前に公示しなければならない。

(不在者投票)

第17条 選挙管理委員会は都合により投票日前に不在者投票を設定することができる。

第7章 開票

(開票)

第18条 開票は即日開票とし、各候補者が選定した各1 名の開票立会人のもとに選挙管理委員が行なう。 (無効投票)

第19条 次の場合、その投票は無効とする。

規程の用紙を用いてないもの

投票用紙に、2 名以上の記名のあるもの

白票のもの

その他の場合は、開票立ち会い人の意見を聞き、選挙管理委員会が決定する。

第8章 当選規定

(当選)

第20条 有効投票数の最多数を得たものをもって当選者とする。但し、有効投票数は、選挙権のある会員の3分の2以下であってはならない。

(当選承諾)

第21条 当選者は、選挙管理委員会が、当選公示を行った日から 2 日以内に当選承諾届を選挙管理委員会 に提出しなければならない。提出なき場合には、当選を辞したものとする。

(当選人決定報告)

第22条 選挙管理委員会は、当選人決定を全会員に報告しなければならない。

(再選挙)

第23条 選挙管理委員会は、次の場合5日以内に再選挙を行なわなければならない。

同投票数で当選者を決定できない場合は、同投票獲得立候補として再選挙しなければならない 有効投票数が、規定に達しない場合

信任投票によって信任されなかった場合

(当選無効)

第24条 次の場合、当選無効として次点者を当選者とすることができる。

当選者が当選を辞した場合

当選者が、選挙に関する規定に反した行為を行った場合

第9章補充選挙

(会長の辞任)

第25条 会長が、任期中に辞任した場合、その日より2週間以内に補充選挙を行なう。

(補充選挙)

第26条 補充選挙は、選挙管理委員がこれを運営する。

第10章 罰 則

(選挙違反)

第27条 選挙違反の場合は、当選を取消すことが出来る。但し選挙管理委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11章 補則

第28条 新会長に決定した者は一定期間内に各学科を回り挨拶をしなければならない。その際、その学科 に所属する新執行部員はこれを補佐しなければならない。

(細則)

第29条 この規約の施行に必要な細則は、選挙管理委員会がこれを定める。細則は選挙管理委員の3分の2以上の承認により成立する。

(改正)

第30条 この規約の改正は、総務委員会の3分の2以上の承認により成立する。

(施行)

第31条 この規約は、昭和46年4月1日より施行する。